
1. 古代民主政と民主主義の思想

— 1 — 1. 古代の民主政治：アテネとローマ

●古代ギリシアの歴史

BC2000 頃	ギリシア文明の発祥(クレタ島)
BC1700 ~ 1200	クレタ文明、ミケーネ文明
BC800 頃	ポリス(都市国家)の成立、ギリシア人の植民拡大 → アテネ・スパルタの繁栄
BC490 ~ 478	ペルシア戦争: ギリシア連合軍のペルシア帝国に対する勝利 アテネを中心とするデロス同盟の結成、スパルタ中心のペロポネソス同盟との対立激化
BC431 ~ 404	ペロポネソス戦争、スパルタの勝利
BC362	ギリシアの覇権、マケドニアに(ポリス時代の終焉)

●アテネの民主政

BC8c	王政から貴族政への移行、9人の頭領(1年任期)+長老会議による政治
BC7c	商工業者の台頭、自作農階級の不満…… demos
BC594	ソロン改革……資産政 timokratia 資産(不動産)に応じて市民を区分、権利義務を規定。 1 騎兵 要職 2 騎兵 要職 3 重装歩兵 行政官僚 4(無産) 軽装歩兵 選挙権のみ(被選挙権なし)
BC510	クリステネスの改革……民主政 demokratia の誕生 「デモ」の導入 地域による人間集団の区分(それ以前の家系・一門を廃止) 所有地の分断 貴族階級の基盤崩壊 四階級は存続 ただし不動産収入のみならず全収入を基盤に

民主政の政治組織

民会	20歳以上の市民全員が出席、一人一票。年数回開催。ストラテゴを選出。
(実務担当者)	30歳以上の市民から抽選で選出、500人。
ストラテゴ	政府役員。1年任期、10人。

ペリクレス時代(BC460-430)

アテネの最盛期。抽選による選出に加え、報酬を支給することに → 民主政の完成。

我々アテネ人は、どの国の政体をも羨望する必要のない政体を持っている。他国のものを真似して作った政体ではない。他国の方が手本にしたいと思う政治体制である。少数のものによって支配されるのではなく、市民の多数が参加する我々の国の政体は、民主制(デモクラティア)と呼ばれる。

この政体下では、すべての市民は平等な権利を持つ。公的な生活に奉仕することによって与えられる名誉も、その人の努力と業績に応じて与えられるのであり、生まれや育ちによって与えられるのではない。貧しくとも、国家に利する行為をしたものは、その貧しさによって名誉から外されることはない。

我々は、公的な生活に限らず私的な日常生活でも、完璧な自由を享受して生きている。アテネ市民の享受する自由は、疑いや嫉妬が渦巻くことさえ自由というほど、その完成度は高い。

(ペリクレスの言葉、トゥキディデスによる)

ペロポネソス戦争以降……崩壊(衆愚政)

●**スパルタの政体**

ドーリア民族の征服国家。支配・被支配階級の分化。

- スパルタ人……自由市民(1万人前後)+家族。軍役のみに従事、国政参加権。
- ペリオイコイ……商工業者。自由民だが参政権なし。兵役義務あり。
- ヘロット……農奴。ほとんど権利なし、軍役なし。

世襲制二頭政治 **diarchia**

- 王(2人) 名門家系の出身者
- 長老会議 市民集会で選出。60歳以上の28人。終身。

BC7c 後半 リュクルゴスの改革 → 「スパルタ式」の完成

●**共和政ローマの政体**

- BC509 王政から共和政への移行(ルクレツィア伝承)
- BC494 護民官の創設 ← 貴族 **patrici** と平民 **plebs** の対立
- BC453-2 ギリシア視察
- BC451-0 十二表法
- BC390 ケルト人の侵入

リキニウス法による政治改革(BC367)

- 公職……任期終了後に元老院議員
 - 執政官 (2人、任期1年、再選可) **consul**
 - 法務官 (1人(のち16人)) **praetor**
 - 財務官 (2人) **censor**
 - 護民官 (2人(のち10人)、平民集会による選出) **tribunus plebis**
 - 独裁官 (非常時に選出、任期6ヵ月、1人、執政官による指名) **dictator**
- 元老院 (300人、終身) **senatus**
- 民会……ケントゥリア民会
 - ケントゥリア=百人隊を1票とする投票。

我々の知っている政体には、次の三つがある。王政と貴族政と民主政である。ローマ人に向かって、あなたの国の政体はこの三つのうちのどれかと尋ねても、答えられるローマ人はいないだろう。／執政官にのみ照明を当てれば、王政に見える。元老院の機能にのみ注目するものは、貴族政以外のなにものでもないと言うだろう。民会を重要視するものならば、民主政だと断ずるに違いない。(……)ところが、ローマの政体は、この三つを組み合わせたものなのである。(ポリビウス)

	財産(アッシス)	軍制	票数
第一階級	100000 以上	騎兵 18 重装歩兵 80	98
第二階級	75000-100000	重装歩兵 20	20
第三階級	50000-75000	歩兵 20	20
第四階級	25000-50000	歩兵 20	20
第五階級	12500-25000	歩兵 30	30
階級外	無産者	歩兵 5 (予備役)	5
計		騎兵 18 (1800人) 歩兵 175 (17500人)	193

— 1 - 2. 民主主義をめぐる思想 —

●古代民主政の理想化……ハンナ・アレント Hannah Arendt (1906-1975)

『人間の条件』The Human Condition, 1958

人間の *vita activa*(行為生活)を理論的に考察

- 労働 labour 肉体の生物的過程に対応、生命維持のための行為
- 仕事 work 理念を対象化し、人工物を構成する行為
- 活動 action 人々の関係を構築する自発的行為

政治 = 自由・対等な市民の自発的共同行為(活動)

公的・政治的な領域(*polis*)と、生命維持のための私的領域(*oikia*)の二項対立

平等な市民が、*logos*(*logos*: 理性・言論)を媒介として共通の公的事項に関わる自由な活動

→ 共同行為による共同体的権力の形成 = 自由の実現

政治・社会・文化への「技術的・科学的衝動」の浸潤を警戒、古代ギリシアのポリス的生を理想化

●民主政批判……プラトン

統治にふさわしい能力を持たないものによる「衆愚政治」

実現すべき「善」を知り、欲望を抑制できる「哲人王」による統治を主張

個人の魂と国家の相似性を前提、私利私欲を持たない→私財・家庭を持たない「哲人王」

『国家』*Politeia* (G.) / *Res-publica* (L.)

正しい国制からの墮落形態

名誉支配制、寡頭政、民主政、僭主独裁政

『法律』*Nomoi* (G.) / *Leges* (L.) 第3巻

ペルシア的専制支配体制 君主(国民の隷従)を過剰に尊重

アテナイ的民主政 自由を過剰に尊重

優れた国制には集権と自由の適度なバランスが必要→スパルタを支持

官職 護法官…… 50歳以上の国民から慎重な選挙で選出

それ以外の官職は選挙と抽選の併用

●混合政体論……アリストテレス

『政治学』*Politeia* (G.)

思慮深さ……現実認識の上に、理想を追求する中庸としての徳 *Arete*

現実認識 六政体論

理想追求 最終目的としての幸福……徳治主義(有徳者支配の系譜)

善悪/人数	一人	少数	多数
良い支配	王政	貴族政	国制
悪い支配	僭主政	寡頭政	民主政

混合政体論……王政・貴族政・民主政の混合

共和政ローマ(執政官、元老院、民会)の抑制均衡 ← ポリビオスの定式化

スパルタ、のちヴェネツィアが典型例。またイングランド(フランス絶対王政との比較)。

権力分立論の先駆的形態。

—— 1 - 3. 古代民主政の崩壊 ——

ギリシア デマゴギーと衆愚政治による崩壊(Leadership 過小)

ローマ 私的権力の拡大による崩壊(Leadership 過大)

●共和政ローマの変質

BC200 頃 第2次ポエニ戦争の終結、覇権国家ローマの成立

社会階層の固定化、貧富の差の拡大

属州シチリアからの小麦流入

奴隷の大量流入 → 大規模農業の発展 → 自作農階級に大きな打撃

商工業の発展

→ 社会内部での実力の偏在化、市民軍(戦費自弁・徴兵制)の空疎化

●グラックス兄弟の改革

兄 ティベリウス・グラックス (BC134-133) Tiberius Sempronius Gracchus

センプローニウス農地法の制定……国有地借地権の制限、自作農育成

護民官権限(身体不可侵)に関わらず元老院強硬派に殺害される

弟 ガイウス・グラックス (BC124-121) Gaius Sempronius Gracchus

農地法の再活性化を企図、植民都市の建設、ローマ市民権の拡大を提案

「元老院最終勸告」Senatus Consultum Ultimum(非常事態宣言)の布告、逃亡中に自殺

●マリウスとスッラ——共和政の基盤喪失

マリウス (BC157-86) Gaius Marius

BC107 マリウスの軍制改革

市民からの徴集による軍編成の放棄。募兵制の導入(貧困市民の軍への流入)。

職業軍人の誕生 → 退職問題の発生

軍事リーダーとの庇護関係 clientera 発生、ローマ軍団の私兵化

スッラ (BC138-78) Lucius Cornelius Sulla

BC88 庇護民 cliens による軍隊でローマ進軍、占領(BC88 マリウスによる再占領、BC82 奪還)。

BC81 独裁官指名(無制限の imperium)

●ローマ共和政の終焉——カエサル

ユリウス・カエサル (BC100-44) Gaius Julius Caesar

BC59 ポンペイウス、クラッススとともに第1回三頭政治開始

BC44 終身独裁官に就任……非合法権力の合法的奪取

神格化、オリエント的専制君主への接近

同 3.15 暗殺

BC36 アウグストゥス Augustus (Octavianus) による元首政 Principatus の開始(BC19 頃完成)

終身 imperium の保有、元老院議員の第一人者 principatus としての統治

●共和政はなぜ崩壊したのか？

古代民主政の特徴……集中された暴力の欠如

常備軍・警察機構の不在。正義実現は、その都度持ち寄って形成された暴力によっていた。

貧富の差の拡大 → 他者によって掣肘できない大規模な権力の誕生

中世からの国家再建

中世(封建制) 各人が実力を保有する社会。

フェーデ(適法・正当な反逆)……自力救済の広汎な承認。

絶対王政 実力の集中化、暴力の独占。

人称的権力から非人称的権力への転換 → 市民革命

2. 市民革命と近代民主政

— 2-1. 市民革命の神話：フランスの革命 —

フランス革命の神話

特権階級の存在、抑圧された市民階級

→ フランス革命(1789)、特にバスチーユ襲撃(7.14)。民主政の樹立。

立憲政体の確立

三権分立(モンテスキュー)、社会契約説(ルソー)、人権の保障(人権宣言)

フランス革命の現実

単一革命論から連続革命論・平行革命論へ

アンシャン・レジーム(旧体制) Ancien régime

第一身分(僧侶) 14 万人、土地の 10%を所有

上級僧侶(司教など) 約 150 人

下級僧侶(司祭以下) 約 13 万人

第二身分(貴族) 40 万人、土地の 25%を所有

さまざまな特権 名誉(紋章、帯剣、教会での特別席 etc.)、直接税免除、要職の独占
領主権に伴う課税、使用強制

帯剣貴族と法服貴族

第三身分(平民)

商工業者 450 万人、農民 2000 万人

ブルジョアジーの成長 ←→ 政治的参加なし

絶対王政の確立(レイ 14 世、在位 1643-1715)

財政危機……膨大な戦費負担

飢饉による税収不足(1770,1772,1774)

スペイン継承戦争 1701-13

スペイン戦争 1718-20

ポーランド継承戦争 1733-35

オーストリア継承戦争 1740-48

七年戦争 1756-63

アメリカ独立戦争 1778-83

● 貴族による革命

カロンヌ Calonne による財政再建策

特権身分の免税を廃止、課税の一律化(塩税、タバコ税など)

貴族勢力による抵抗

全国三部会の召集を要求(1787.7、パリ高等法院は勅令登録を拒否)

● ブルジョワジーによる革命

シェイエス「第三身分とは何か」Emmanuel Joseph Sieyès, Qu'est-ce que le tiers-etat?

・第三身分とは何か……すべてである。

・今日までそれはいかなる政治的地位にあったか……無に等しい。

・第三身分は何を求めるか……そこでひとかどの人間になることを。

一院制、多数決主義の「国民議会」Assemble National 設立を提案

1789.6.15 第三身分議員を中心に国民議会発足。

国王、武力により圧力を加えることを意図。6.26、軍隊の集結を開始。

1789.7.14 バスチーユ襲撃

貴族の亡命、封建的諸特権の廃止(8.11)……ただし年貢徴収権は有償廃止。

人権宣言 Declaration des droit de l'homme (1789)

ラファイエットらにより起草。自由・所有・安全・圧政への抵抗を自然権として主張。

天賦人権、人民主権、思想言論の自由、法の前の平等、三権分立、所有権不可侵などを規定。全 17 条。

「人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、また存在する。(……)あらゆる国家の目的は、人間の自然で時効により消滅することのない権利の保全である。それらの権利とは、自由、所有権、安全および圧制への抵抗である。(……)あらゆる主権の原理は、本質的に国民のうちに存する(……)」。

1791 年憲法の制定

選挙制度 市民全体を納税額により「能動市民」と「受動市民」に区分
能動市民 → 選挙人 → 議員

※ それぞれに納税額による資格制限。

●ルソーの政治思想

ルソー Jean-Jacques Rousseau (1712-1778)

社会契約論 Du Contrat social, ou principes du droit politique, 1762

社会を設立するための、全員一致の最初の約束＝社会契約

幸福な自然状態 → 個別利益の充足を求める戦争状態 → 社会契約

各人は自分のすべてを共同体に譲渡し、引き替えに安全・財産の保障を得る。

集会的・精神的存在としての共同体

固有の権力＝主権

固有の意思＝一般意思 *volonté générale* (general will)

個別利害の一致＝共通利害 → 一般意思……平等へ向かい、決して誤らないものと想定

特殊意思の総和＝全体意思 *volonté de tous* (total will)

一般意思を確認するための制度

人民集会の定期的な開催

部分集団発生の抑制 ← 市民宗教 *religion civile* (人民の習俗を浄化)

代議政批判

「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう。その自由な短い期間に、彼らが自由をどう使っているかを見れば、自由を失うのも当然である。」(社会契約論)

●革命の過激化

1791.6 国王一家「ヴァレンヌの逃亡」(失敗)

1792.8 八月十日の革命

王権の停止→君主政の終了。

市民軍の誕生、職業軍・傭兵との戦争→勝利。

1793.1.21 ルイ 16 世処刑

サン・ジュスト(革命の大天使)「人は罪なくして王たり得ない」 Louis-Antoine de Saint-Just

1793.6.2 ジャコバン蜂起

ジロンド派指導者 29 人の逮捕を承認、山岳派の独裁＝恐怖政治 *Terreur* の開始

公安委員会 *Comite de Salut Public* と革命裁判所 *Tribunal revolutionnaire*

1793.8 国家総動員法

身代わりを認めず、ブルジョワ・下層市民から平等に 100 万人を徴兵

1794.2 風月法 *Ventose Decrees*

反革命家の財産を没収、貧民に無償で分配(実現せず)

1794.7.26 テルミドールの反動

ロベスピエール、サン・ジュストら山岳派指導者の処刑

中間団体の排除——対教会政策

1789年8月11日議会議決(河合 86-87より)

国民的憲法と公共の自由は、地方にとって、いくつかの地方が今も享受している[地方自治の]諸特権よりも有益であり、今や帝国の各部分の緊密な統合のためにはその特権を犠牲にすることが必要である。したがって、地方、公侯領、結社、自治体の有する個々の特権は、財政上の権利かその他の権利かを問わず今後はすべて廃止され、すべてのフランス人に共通の法に統合することを命令する。

教会財産の没収(1789.10)

聖職者基本法(1790.7) *Constitution civile du Clerge*

選挙による聖職者叙任……ローマ教皇の叙任権からの離脱
公務員化(国家から俸給を支給)

キリスト教の破棄

1793.11.19 理性の祭典

1793.11.24 革命暦の制定

1794.6.8 最高存在の祭典

積極的自由の暴走

二つの自由概念……アイザイア・バーリン *Isaiah Berlin (1909-1997)*

「二つの自由概念」*Two Concepts of Liberty (1958)*

消極的自由(*Freedom from*) 強制の欠如、個人がその欲求の実現を妨害されないこと。

積極的自由(*Freedom to*) 欲求を抑え、より高級で理性的な自我を実現すること。

多数者の専政……アレクシス・ド・トクヴィル *Alexis de Tocqueville (1805-1859)*

『アメリカの民主政治』*De la démocratie en Amérique (1835, 1840)*

平等化の傾向 ←→ 民主主義による危険「多数者の専政」

大革命による封建的特権の廃止 → ナポレオン帝政における権力集中の完成

ルソー的民主政……中央権力に対して自発的に・平等に隷従すること？

ロベスピエールの言葉

「市民には2種類ある。すなわち、『良い市民』と『悪い市民』だ。愛国心は心の問題である」

「平和時における政府の基礎が美徳であるとするれば、革命時における政府の基礎は美徳と恐怖の二つである。

——美徳なき恐怖は災いを生み、恐怖なき美徳は力を持ち得ない」

自己支配としての積極的自由は、支配する自我と支配される自我とに自我を二重化する傾向を秘めています。支配されるのは生身の欲望をもった感性的存在たる経験的自我ですが、理性や道徳的原理によってこれを支配する自我はそれより高次の存在で、これこそ「真の自我」とみなされます。真の自我は一旦経験的自我から切り離されると、理性や人倫の具現を標榜する国家、宗教的真理を独占する教会、社会の発展法則の唯一正当な科学的認識を保有すると標榜する前衛党やテクノクラートなど、種々の外的権威に容易に同一化されます。／このとき積極的自由は自活でも自立でもなく、プラトンの哲人支配、権威主義的官僚支配、テクノクラシー、神権政治、一党独裁、全体主義などを「真の自我」による自己支配として、高次の自由の実現として称揚する理念に転化してしまいます。(井上達夫『新・哲学講義 7 自由・権力・ユートピア』岩波書店)

参考:革命暦

各月30日×12ヵ月、最後の5日(閏年は6日)を「サン・キュロットの日」という祭日にする。

毎月10日ごとを1週間とし、毎週の末日を休日とする。1806年1月1日まで使われた。

秋 ヴァンデミエール(葡萄月)、ブリュメール(霧月)、フリメール(霜月)

冬 ニヴォーズ(雪月)、ブリュヴィオーズ(雨月)、ヴァントーズ(風月)

春 ジェルミナル(芽月)、フロリアル(花月)、プレリアル(牧草月)

夏 メシドール(収穫月)、テルミドール(熱月)、フリュクチドール(実月)

—— 2-2. 民主政の構築：アメリカの革命 ——

●アメリカの独立

1606-	植民地建設開始	
	主として経済的動機……ヴァージニアなど	王領植民地
	信教の自由……メリーランド(カソリック)	領主植民地
	共同体建設……ピルグリム・ファーザーズ(1620)	自治植民地

独立期以前の植民地統治……「有益な怠慢」政策

植民地住民の広範な自治

総督・評議会・代議会の三者構成、評議会への参加、代議会の強化

本国議会の介入は抑制的

貿易規制、特産物の生産を奨励、一部の工業製品生産を制限
しかも多くの不都合な規制は無視された

実力の不在

税関体制は非常に手薄 → 密貿易の横行
本国の軍事力はほとんど駐留せず → 秩序維持は植民地住民の武器と民兵組織に頼る
被治者の同意に基づく統治

1763 七年戦争(フレンチ・インディアン戦争)終結 → イギリス植民地政策の変質

1775 独立戦争開始

トマス・ペイン『コモンセンス』(1776) Thomas Paine, Common Sence

イギリスの政治体制……君主支配の遺物である国王支配・貴族支配が残存していると批判。
イギリス人の自由は「庶民院という新しい共和政治の要素」に依存していると主張。

1776 アメリカ独立宣言(1776)…… 13 植民地

「すべての人間は平等につくられ、造物主によって、他人に譲り渡すことのできない一定の権利が与えられていること、その中には声明、自由、幸福追求が含まれること、(……)これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されること、そしてその正当な諸権力は被治者の同意に基づくこと(……)を、自明の真理として信ずる。」

1783 イギリスによる独立承認、独立戦争終結

1789.4.30 アメリカ合衆国成立。ジョージ・ワシントン初代大統領。

植民地統治政策の転換

母国利益のための統治 ← 戦争による財政難、統治費用の増大

貿易規制の強化……列挙品目の増加、税関・海軍の強化

課税強化

1764 アメリカ歳入法(砂糖法)

1765 印紙法(出版物・証書・許可証・トランプのカード等に印紙貼付を義務づけ)

1766 印紙法撤回。同時に「宣言法」により本国議会が植民地を拘束する立法権を持つことを宣言。

1767-70 タウンゼンド諸法(関税による税収強化)と抵抗運動。

1773 ボストン茶会事件

「代表なくして課税なし」……植民地の抵抗

もともとイギリスの政治原則。議会承認のない課税を違法とする。←→ Virtual Representation

●アメリカの民主政

政府の不在……タウンシップ

Town (郡より小規模の自治組織) の自治 → Townmeeting、自助と自発的結社による統治

タウンはイングランドの村落共同体をもとにした制度で、ニューイングランドでは地方行政と社会生活の基礎的単位となった。タウン設立にさいしては、目的を同じくする家族が集まって発起人グループを結成、自発的に契約(タウン・コヴェナント)を結び、総会議からタウン設立の承認を得て土地を付与された。(……)タウンの住民はタウンミーティングをひらいて、規則や課税を定め、役職者を選出した。タウンの中心部にはミーティングハウスが建てられ、そこではタウンミーティングがひらかれ、教会の礼拝がもたれた。(有賀『アメリカ史1』30)

トクヴィルの問題関心

社会を支配する階級は存在するか？

現に社会を支配している人々は存在する……大統領、議員、政府の役人 etc.

選挙によるコントロール、競争を通じた経済的な入れ替わり → 出入り自由な「階級」？

流動性が敗者への寛容を生む

強い党派が簡単に団結して弱い党派を圧迫できるような形態の社会では、無政府状態の支配なり、弱い個人は強いものの暴力に対して安全でなくなると言うことができよう。無政府状態にあっては、強い人々でさえも自分たちの状態の不確実性に促されて、強者と同様に弱者も保護するような政府に従うことになるであろう。そして強者が支配する状態では、強い党派は同じ動機から強い党だけでなく弱い党も含めすべての党派を保護するような政府を求めることになるであろう。(マディソン『ザ・フェデラリスト』)

平等化が激しいアメリカで「多数者の専政」が抑制されているのは何故か？

新聞の自由 → 中間団体の氾濫……無数の自発的結社

司法権の独立

「すべての年齢、すべての地位、すべての精神のアメリカ人たちは、絶えず団結している。彼等はすべての成員たちが参加する商工業的団体をもっているばかりではない。なお、彼等は、他の無数の種類の団体をもっている。すなわち、宗教的、道徳的、重大な、無用な、ひどく一般的な、極めて特殊的な、巨大な、ひどく小さな、諸団体など。アメリカ人は祭を祝うために、神学校創設のために、宿屋を建造するために、教会を建てるために、書物を普及させるために、遠隔地に宣教師たちを派遣するために、団結する。彼等はこのようにして、病院をも刑務所をも学校をもつくる。そして最後に、真理を明らかにし、または偉大な実例にたよって、ある感情を発展させようとするときにも、彼等は団結する。」(トクヴィル邦訳 下 200-201)

→ 中間団体による民主政・下からの民主政・草の根の民主政 grassroots democracy

連邦の再編

1774.9 第一次大陸会議 12 植民地の代表が集まり、政治要求と組織的闘争方針を声明。

1775.5 第二次大陸会議 独立戦争の遂行を決議、総司令官ワシントンを任命。

1776.7.4 独立宣言の採択

連合した 13 植民地の独立を宣言、各州において政府の形成を開始。

混合政体論の影響……人民に選挙される下院・立法に英知を反映させるべき上院

1777 連合規約 → 1781 発効(東部諸州の批准難航で遅延)

独立・自由・主権を有する州の永久的同盟としての「The United States of America」

連合会議に宣戦・講和、外交使節の交換、条約締結など対外関係に関する権限を付与。

※ i.e. 課税権・通商規制権なし → 財政問題の浮上

1787 アメリカ合衆国憲法草案 13 州による批准はじまる

『ザ・フェデラリスト』(1788) The Federalist 三人の匿名筆者が新憲法を支持

マディソン……民主政は「多数者の専政」を生じさせるとして批判(少数派・個人が犠牲に)。

多様な利益・党派の抑制均衡のための「共和政」を支持。

1789 合衆国憲法 「われわれ合衆国の人民は……」→ 統一国家的政府の誕生

— 2 - 3. 代表民主政の思想：イギリスの革命 —

●二つの市民革命？

清教徒革命

- 1640 スチュアート朝の絶対主義に反発、長期議会において国王派と議会派が全面的に対立。
- 1642 紛争勃発。
- 1646 クロムウェル Oliver Cromwell の指揮により国王軍に勝利。
- 1649 チャールズ 1 世処刑、共和制を宣言。クロムウェル護国卿 Lord Protector に(1653)。
- 1660 王政復古

名誉革命(1688)

- ジェームズ 2 世のカトリック的傾向、親フランス政策。
- 議会、ジェームズ 2 世の長女メアリとその夫オラニエ公ウィレムを招請、王位に就ける。
- メアリ 2 世・ウィリアム 3 世は議会の提出した「権利の宣言」を承認。→ 1689 「権利の章典」

●イギリス法の特徴……歴史的継続性

1215 マグナ・カルタ Magna Carta (1225 :再公布)

- ジョン(失地王)が諸侯に迫られて承認した特許状。
- 国王の徴税制限、人身の自由、教会における選挙の自由、不当な裁判による処罰の禁止など。

「王国の一般的慣習」

- 1110-22 ヘンリー 1 世による「四部法書」Liber Quadripartitus 編纂。ゲルマン部族法の継受。
- 1187 頃 グランヴィル(Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Angliae)
国王裁判所の判例を中心に解説。独自の体系としてのコモンロー Common Law。
- 1250 頃 ブラクトン(De legibus et consuetudinibus Angliae libri quinque)
コモンローの実定法学的叙述。ローマ法の手法による整理。

判例法主義 ←→ 制定法主義

- 裁判所が個々のケースで判示した内容が法であり、制定法はその整理に過ぎない。

「イギリスの制度は、議院内閣制の母国であるにもかかわらず、他の国々とは異なる特殊性を持っている。イギリスの議院内閣制は、歴史上の偶然の産物といってもよい慣行の積み重ねからなり、外からイギリスの制度を観察し、理論化して取り入れた国々(もちろん日本も含まれる)とはずいぶん様子が違うのである。」(大山礼子『国会学入門』)

●継続という正統性……バークと保守主義

エドモンド・バーク Edmund Burke (1729-97)

『自然社会の擁護』(1756) → 社会契約説批判

- 自然社会……自然の欲望と本能に基いて暮らす家族単位の社会。
- 人為社会……法律によって構成される社会。野心・嫉妬・欺瞞などの悪徳を生む。

『フランス革命についての省察』Reflections on the Revolution in France (1790)

- フランス革命……悪しき人為社会を構築する試み
- 人間の判断の基礎 理性+先入見(慣習・伝統的蓄積)
- 名誉革命は君主制へと復帰する賢明なもの
- 政治社会の正統性……人々の長期にわたる歴史的承認「時効」(prescription)

「事実上の代表」論 Virtual Representative

「代表者の偏らない意見、成熟した判断、啓蒙された良心を諸君のために犠牲にすべきではない。(……)諸君の代表は、諸君に対して勤勉でなければならないだけでなく、彼の判断力を行使しなければならない。もし彼がそれを諸君のために犠牲にしたいならば、諸君に奉仕するのではなくて、裏切っていることになるだろう。」バーク「ブリストル演説」

●イングランドの混合政体

王政復古と名誉革命(1689) → 権利章典(Bill of Rights, 1689)

君主政(国王)・貴族政(貴族院 House of Lords)・民主政(庶民院 House of Commons)の相互抑制。
国会＝最高権力。

国王は国会の一構成要素と理解される(King in Parliament ← ブラックストンの定位)。

patronage・influence。官職叙任権(利益提供)と選挙干渉で庶民院をコントロール下に置く。

選挙法改革

1832(第1次) 中流階級へ拡大

革命を避けるために上院トーリーが下院ウィッグに譲歩。

腐敗選挙区の廃止、都市選挙区の新設。有権者は人口の7%から10%へ。

1867(第2次) 都市労働者へ拡大

それ以前「偽装された共和政」(ウォルター・パジョット『イギリス憲法論』)

名目的主権者としての女王←→上下両院の支配

1884(第3次) 農村労働者へ拡大

1年以上の居住期間や10ポンド以上の家屋の占有を要求→居住地の動きやすい労働者を排除
実有権者は成人男子中58%(全成人の28%)。

複数投票制……大学関係者、居住地以外に商店などを所有する者に認められる。

投票日が全国一斉でなかったことも背景に。自動車の発達で、有力者がより有利に。

現代の貴族政

1958 一代貴族法……世襲されないが上院出席権のある貴族が増加

上院の構成(1988年)

全体	1190名	世襲議員	759名
		法曹議員	21名 (常任控訴裁判官 Lord of Appeal in Ordinary)
		国教会聖職	26名
		一代貴族	384名

●イギリスとフランス……二つの貴族制

フランス……免れる貴族

租税負担免除の特権、一方で社会的義務はほとんどない。

分割相続制 → 領地の細分化、弱体化 (伯爵の子は全員伯爵)

イギリス……負担する貴族

Noblesse Oblige (高貴なる者の義務)

地方自治負担、議員は無報酬、高級官僚もごく低い報酬。

限嗣相続制 → 強大な勢力の保持 (長子だけが爵位・領地を限定して相続)

— 2 - 4. 近代民主政の病理現象 —

●自由主義経済思想……アダム・スミス

アダム・スミス Adam Smith (1723-90)

『道徳感情論』The Theory of Moral Sentiments (1759)

人間の自然本性は「利己的」

他者と調和する個々人の利己的活動によって社会は進歩する → 私益公益論

利己性を第三者の共感によってチェックするための「公平な観察者」impartial spectator 基準

『諸国民の富』(通称『国富論』) An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (1776)

統制経済批判。自由競争による経済の活性化。

「神の見えざる手」the invisible hand ……自然な秩序形成を理想とする考え方

夜警国家論……匡正的正義のための国家。国家の役割は防衛・司法行政・公共事業に限定される。

●レッセ・フェールlaissez-faireの光と影

アメリカの「ギルデッド・エイジ」gilded age

『金ピカ時代』Mark Twain and C. D. Warner, The Gilded Age (1873)

1870・80年代……南北戦争終了後の経済好況期

アメリカンドリーム・社会進化論・自由放任主義

アンドルー・カーネギー『アメリカ民主主義の勝利』Andrew Carnegie(1886)

富者は社会の富をみずから手にゆだねられたものと考え、その富の大部分を社会に還元しなければならない。彼は 1889 年に書いた論文の中で、このように述べ、そして文化事業や社会事業に多額の寄付をすることで、その主張をみずから実践した。彼の寄付により多くの図書館、教育研究施設、芸術の殿堂、レクリエーション施設、病院、福祉施設などが建てられ、またそれらの運営が可能になった。この時代の大事業家たちは彼の意見に共鳴し、多額の寄付をして同様の事業の振興に貢献した。彼らの寄付により、のちにすぐれた大学として名声をえるいくつもの大学が設立された。コーネル、ジョンズ・ホプキンズ、スタンフォード、シカゴなどである。(有賀他 30)

社会ダーウィニズム social darwinism

チャールズ・ダーウィン『種の起源』Charles Darwin (1859)

→ ハーバート・スペンサー Herbert Spencer (1820-1903)の社会進化論との関係

人間社会も競争を通じて進化する……「最適者生存」の法則 survival of the fittest

→ 競争の帰結(繁栄と淘汰)を肯定

政治マシーン

「機械のようによく組織されていて、選挙のさいに有権者を確実に動員できるという意味」(有賀他 59)

多くは下層民衆の中から、また酒場を足がかりとして台頭したボス(都市政治のマシンのリーダー)はプレシント(投票区)、ウォード[市会選挙区]に多数の運動員を要する組織をさずきあげ、この組織を動かして市議会都市の多くの公職を選挙で獲得した。ボスと彼がひきいるマシンの警官はもちろん清掃員にまでおよぶ市政府の任命権をもちいて権力をかため、また市街鉄道、ガス、電気などの公益企業にたいする営業認可、酒場の営業許可、市の清掃、道路建設・改修などの事業の発注の見返りとして、献金を獲得し、それを政治資金とした私腹をこやすためにもちいた。

他方、ボスとマシーンとは、貧困で、多くが移民である都市の下層民衆に日常的に金品を与え、彼らの就職を世話し、警察とのトラブルを調整し、彼らの市民権取得を助け、また彼らのなかの有望な若者を政治的に登用した。マシーンが強固な政治基盤を有したのは、このような初歩的な社会福祉活動のゆえであった。要するに、マシンの異国での貧しい移民生活に直接間接に援助を与えるとともに、彼らのアメリカ社会への参入を助けたのである。その代償としてマシーンが彼らに要求したものは、彼らが母国においてはもたず、またもっていたとしても価値がなかった投票であった。(有賀他 60)

クライエントリズム clientelism

恩恵－庇護関係……地方有力者という人格に媒介された政治

利益と権益の提供 ←→ 支持

e.g. スペインのカシキスモ caciquismo (1858~90)

「利益と権益の配分というプリンシプルに従って、ハイアラーキー構造の下で共同の行動をとる、ナショナルなシステム」(篠原 69)

強い地方割拠性 ←→ 政治の中央集権化

カシーケ cacique ……地方名望家(貴族、地主、商人、官吏、軍人など)

●差別・政治参加の制限

イギリス 秘密投票法(1872)、腐敗・不正防止法(1883)。

寡頭的な社会構造……人口の2%が国民所得の60%以上を所有。

1926 女性参政権成立。

フランス ドレフェス事件(1894)

ユダヤ人の参謀本部将校ドレフェスが、ドイツへの機密漏洩の嫌疑で告発される(冤罪)。

エミール・ゾラ「私は弾劾する」

軍法会議で有罪(二度) → 大統領特赦 → 1906年、正式に裁判で無罪宣告。

アメリカ 1920年憲法第19修正成立……女性参政権。←第一次世界大戦への貢献

公民権運動(アメリカ)

第二次世界大戦

70万人の黒人が徴兵されるが、白人と別の部隊に編成される。

1954 Brown v. Board of Education 判決(連邦最高裁)

公立学校における人種分離教育に対し違憲判決。1896の separate but equal 基準を変更。

1955 バス・ボイコット運動(アラバマ州モントゴメリ)……ローザ・パークス事件

指導者マーティン・ルーサー・キング Jr. 牧師

1957 公民権法

合衆国憲法で保障された権利を侵害された個人は、直接連邦法廷に救済を求めることができる。

1963 ワシントン大行進……キング牧師演説

「私には夢がある。いつの日にか、この国は立ち上がり、『自明の真理として、すべての人は平等に作られた』というこの国の信条の真意に生きるときが来るであろう」

非暴力的な手段による人種統合の実現 ←→ 急進的な黒人解放運動(マルコム X など)

優生学 eugenics

人間行動の遺伝決定論 → 人間の遺伝的改善を意図。

〈消極的優生〉断種・結婚制限・隔離 〈積極的優生〉優秀な人間同士の婚姻など

ナチスの「夜と霧」、スカンディナヴィアの精神障害者断種政策、日本のハンセン病問題。

アメリカ……30州で断種法が成立、1924 移民制限法へ波及。

マディソン・グラント『偉大な人種の消滅』The Passing of the Great Race (1916)

ノルディック(北欧系ヨーロッパ人)の人種的優越を主張……人種差別的移民排斥論

—— 2-5. 民主政批判——社会主義とファシズム

ギルデッド・エイジ批判

エドワード・ベラミー『顧みれば—— 2000年から1888年を』Edward Bellamy, Looking Backward(1888)
西暦2000年に舞台設定されたユートピア小説。
計画的・合理的な生産と分配、政治を必要とせずすべての人民が豊かで幸福である社会。
階級闘争を否定、教育・啓蒙を通じた中流階級の意識変化に期待。

●初期社会主義

市民社会の無計画性を批判。社会の矛盾と貧困を克服するための思想。

オーウェン Robert Owen (1771-1858)……協同主義

ニュー・ハーモニー村(1825-28)

自給自足を原則とし、私有財産のない協同生活の村をアメリカ・インディアナ州に建設。
根絶されるべき「悪の三位一体」=私有財産、既成宗教、愛なき結婚制度

サン=シモン Claude Henri Saint-Simon (1760-1825)……急進産業主義

『産業者の教理問答』Catéchisme des Industriels (1823,24)

封建的軍事体制から産業型管理体制へ

産業者(製造業者・農民・商人)が法律家・役人を支配下におく「産業体制」

財政最高委員会の設置、計画経済の遂行

「すべては産業によって、すべては産業のために」

「人間の科学」の実証科学化……観察された事実に基づく科学。科学による社会の再構成。

継承……サン=シモン主義 Saint-Simonisme

遺産相続制の廃止、不労所得の廃止、生産手段の公有……急進的社会主義への発展

ブルードン Pierre-Joseph Proudhon (1809-65)……無政府主義 anarchism

『所有とは何か』Qu'est-ce que la propriété? (1840)

「所有とは窃盗である」……正義に反する特権階級の所有形態を攻撃

利己的な経済活動・個人の自由を抹殺する国家権力の双方を攻撃

労働者の自由な連帯によって中央政府を不要とする体制……アナキズム

●マルクス主義Marxism・共産主義communism

カール・マルクス Karl Marx (1818-1883)

生産手段の私有に基づく搾取 → プロレタリアートの「絶対的窮乏化」

国家……特権階級の権力装置

プロレタリアートと革命

「失うべき何物をも持たず、奪うべき一切のものを持つ」労働者による資本主義の打倒

「市民社会に属しながらも市民社会に属しない階級、人間性の完全な喪失であるが故に人間性の完全な再獲得によってのみ自分自身を獲得できる階級」(ヘーゲル法哲学批判序説)

『共産党宣言』Manifest der Kommunistischen Partei (1848)

「万国のプロレタリアート団結せよ」

結合した諸個人の力に自然成長的な社会発展を従属させる。従来の生産関係の全体的変革。

解決策：生産手段の社会的所有(土地・銀行・運輸機関・工場の国有)

「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような結合社会 Assoziation」と国家の死滅

レーニン Vladimir Il'ich Lenin (1870-1924)

『帝国主義論』 Imperializm kak vyasshaya stadiya kapitalizma (1917)

プロレタリアートの理念化……現実の工場労働者は必ずしも革命的ではない
プロレタリアートのもっとも先進的で自覚的な部分、全体を代表する指導者としての「前衛政党」
ロシア革命(1917)とソヴィエト政権の樹立「すべての権力をソヴィエトに」

抑制を欠く権力の暴走

ソ連 スターリン独裁(1922~53)

農業集団化に伴い 350 万人が死亡、その後の粛清で 1000 万人が処刑・獄死？

中国 大躍進(1959~60)

農業集団化の失敗、2 年間で人口が 4000 万人減少(餓死などと流産・死産が各 2000 万人？)

文化大革命(1962~73)

劉少奇・鄧小平らに対する権力闘争。犠牲者数十万人、被害を受けたものは億単位？

カンボジア

クメール・ルージュによる虐殺(1975~79)

100~300 万人を殺害？ 国民の 1/4~1/5 に相当。

社会主義内部でのマルクス主義批判

ベルンシュタイン Eduard Bernstein (1850-1932)……絶対的窮乏化の虚妄

少なくとも西欧先進国では貧富の差の極端な拡大は見られない。

プロレタリア革命に頼らない社会主義……議会内での社会民主主義への転換

グラムシ Antonio Gramsci (1891-1937)……ヘゲモニー egemonia

社会的・文化的組織を通じた知的・道徳的指導、それによる被支配階級の同意＝ヘゲモニー

国家権力をめぐる「政治革命」 < 市民社会をめぐる「社会革命」……構造改革路線

フェビアン社会主義 Fabianism (1918、イギリス労働党綱領)

国民の最低生活水準の保障

産業の民主的管理

財政における革命的変革

財政収入の公共財のための使用 → 「福祉国家」

●全体主義とファシズム totalitarianism / fascism

イタリア・ムッソリーニ政権(1922-43)

ドイツ・ヒトラー政権(1933-45)＝ナチズム Nazism

カリスマ的リーダー……何物にも拘束されない権威の源泉 ←立憲政治批判

一元的支配、多元主義の否定 ←議会政治批判

強制的同質化 Gleichschaltung ……地方自治の破壊、中間団体の解消

宣伝・恐怖・暴力などを通じた、指導者原理による社会の再編成

「民衆の支持による独裁」という形式

ある種の社会主義 cf. NSDAP 国家社会主義ドイツ労働者党……ナチスの正式党名

特権階級と共産主義者、双方の排除

ナショナリズム・民族主義との結合 ← 大衆の支持

ハイエク Friedrich August von Hayek (1899-1992)……自生的秩序

計画的理性に基づく統制経済 ↔ 自発性と共感に基づく自由主義経済

民間企業の自発性による市場経済＝自生的秩序を尊重。

『隷属への道』The Road to Serfdom (1944)

ナチズムは反自由主義・社会の計画化という側面で社会主義と共通。

計画経済＝全体主義 対 市場経済＝自由主義という対立軸。

3. 現代民主政とその批判

— 3-1. リベラル・デモクラシーの思想と制度 —

リベラリズム(自由主義)とデモクラシー(民主政)の対立を内包した折衷的制度

主要な要素 代表民主政……選挙を通じた代表の選出
人権の保障……民主政原理に対する歯止め
抑制均衡……三権分立など、権力の相互監視のシステム

福祉国家論

匡正的正義から分配的正義へ……所得再分配・財源としての累進課税
人々の幸福に直接責任を持つ「大きな国家」の誕生

●社会ダーウィニズム批判と修正資本主義

クリストファー・ジェンクス『不平等』 Inequality (1972)

貧困は必ずしも親から継承されるものではない。(……)実際、同じ家庭で育てられた兄弟の間でも、人口全体に見られるのとはほぼ同じ程度の経済的不平等が存在している。(……)標準テストで高い成績を収める人々のあいだでも、人口全体に見られるのとはほとんど同じ程度の経済的不平等が存在している。万人の読書力を平等化しても、経済的「失敗」の数が著しく減ることはないであろう。(……)経済的成功は、家族的背景にも学校教育や標準テストの成績にもある程度関係しか持たない多様な幸運(luck)とか仕事への適性(competence)とかに左右されるように思われる。

偶然に左右される帰結 → 社会ダーウィニズムの正当性批判

修正資本主義

ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』(1936) John Maynard Keynes

The General Theory of Employment, Interest and Money

夜警国家論批判……「市場の失敗」、国家による市場コントロールの必要性。

●ロールズ……正義の二原理

ロールズ John Rawls (1921-2002)

リベラル・デモクラシーの理論的正当化

『正義論』 A Theory of Justice (1971)

規範的正義論の復活……仮想的社会契約による正当化

公正としての正義 Justice as Fairness

社会的協働のための公正な基盤

正義原理の導出・基礎付けに関する公正な手続的条件

正義の二原理 two principles of justice

《第一原理》= 平等な自由原理

各人の同様な自由と両立する限り、広範な基本的自由への平等な権利を各人に保障するべき

《第二原理》社会経済的に不平等な取り扱いは

格差原理 the difference principle …最も不利な人々の利益を最大化する場合に正当

公正な機会均等原理…各人に開かれた地位・職務に伴う場合に正当

背景にある理念

出自・才能は社会的・自然的偶然

才能・能力・技能 etc.を社会的共同資産と考え、再分配の対象にする

累進課税制度、affirmative action の正当化 → 福祉国家の基礎付け

●リップハートによる対比

リップハート A. Lijphart, Typologies of Democratic Systems (1968)

求心的民主政……エリートが支配をめぐって競争する形態。イギリス・アメリカなど。

多極共存型民主政……社会の深刻な対立が存在(人種・宗教・民族など)。

エリートの協調によって対立の拡大を避ける。オランダ・スイス・ベルギーなど。

党派間の和解 accommodation

比例代表制などを利用、共存。社会的柱状化の固定・強化

		政治文化	
		同質的	断片的
エリートの 行動様式	協調的	脱政治的	多極共存型
	競争的	求心的	遠心的

ウエストミンスター・モデル Westminster Model

典型……イギリスの民主政。多数派単独支配型。

議会多数党と内閣が同一、司法権も統合されている。

勝敗の明らかな議会(小選挙区制、「三乗則」)

→ アリーナ型議会……議会は少数党が自らの政策をアピールする場 → 政権交代の可能性。

独走可能性と答責性 accountability ……通時的反映。

コンセンサス・モデル Consensus Model

典型……ベルギー・スイスなど。

弱い国家統合、強いサブカルチャー(人種・宗教・民族・政治思想 etc.)

決定的な対立の表面化を避けるため、できるだけ広汎な層の利益を反映させる。

比例代表制を基礎、小党乱立下の連立政権。

共時的反映……直接的な民意。

●ダール「ポリアーキー」polyarchy

ダール R. A. Dahl, Polyarchy: Participation and Opposition (1971)

自由主義と民主主義の相克の分析

参加 participation ・包絡 inclusiveness

自由化 liberalization ・公的異議申し立て public contestation

閉鎖的ヘゲモニーからポリアーキーに至る過程を想定。

		参加	
		小	大
自由化	大	競争的寡頭政	ポリアーキー
	小	閉鎖的 ヘゲモニー	包絡的 ヘゲモニー